



久喜市監査委員告示第2号

久喜市監査基準第12条の規定に基づき地方自治法第199条第5項の監査
を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年6月9日

久喜市監査委員 菊地雅之

久喜市監査委員 斉藤広子

令和3年度随時監査（令和3年4月28日執行分）結果報告の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定による令和3年度随時監査を、久喜市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局(令和2年度3月分の財務事務)

(2) 選定理由

議会事務局、市長部局及び各行政委員会事務局の財務事務については、令和2年度3月分の現金の出納に係る例月出納検査が執行されることから、併せて随時監査の対象とした。

2 監査の目的と範囲

当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、財務諸票(支出命令書等)の起票者等へ質問をするなどの監査手続きを通じて検証することを目的とした。

3 リスク及び監査の着眼点

財務諸票を無作為抽出により確認したところ、不適切な交付過程による補助金の交付及び不必要な予算の執行を想起させる支出命令書があったことから、監査の実施に当たり、リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

リスク	監査の着眼点
不適切な交付過程により補助金を交付してしまうリスク	ア 当該事業の実施日、事業内容はどういうものか。
	イ 職員は「久喜市家庭教育学級事業補助金交付要綱」により、当該補助金の交付過程を十分に理解しているか。
	ウ 11月30日の申請であったが、申請書の提出をPTA会長に対して催促したか。
	エ 概算払、実績報告の徴取及び確定通知を省略した理由は何か。
不必要な予算の執行をしてしまうリスク	ア 当該物品を消耗品費で購入した理由は何か。
	イ 当該物品の江面第二小学校での使用

	目的は何か。
	ウ 当該物品は現在、どのような状況にあるのか。

4 監査の実施内容

不適切な交付過程により補助金を交付してしまうリスク及び不必要な予算の執行を
してしまうリスクについて、主な着眼点毎に質問による監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年3月19日から同年5月28日

第2 監査の結果

今回、例月出納検査に合わせて随時監査を前記のとおり実施した限りにおいて、監査の
対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるよう
にし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

しかし、例月出納検査の対象月（令和2年度3月分）に係る財務諸表（支出命令書等）
を抽出して確認したところ、不適切な交付過程による補助金の交付及び不必要な予算の
執行を想起させるものがあった。

従って、以下のとおり意見を述べることとする。

1 （指摘）

特になし。

2 （意見）

今般はコロナ禍及び小学校の統合といった特別な事由があったが、特別な事由の有
無に関わらず、適切な補助金の交付手続き及び予算の執行に努められたい。